

## 公安委員会定例会議の概要

開催月日：平成23年3月22日（火）

出席者

○公安委員会

小手川委員長、合原委員、平松委員

○県警察

警察本部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長

情報通信部長、首席監察官、警察学校長、警務部参事官、総務課長

警備第二課長、運転免許課聴聞官、公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

### 協議事項

○ 公安委員会に対する苦情の申出の受理について

公安委員会あてに送達された苦情1件について、その内容を確認、検討の上、受理するとともに警察本部長に調査を指示した。

○ 運転免許の行政処分について

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等について、各事案の説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を決定した。

○ 警察職員の援助要求について

警察本部から、宮城県公安委員会より、東北地方太平洋沖地震に係る災害警備に万全を期すため、本県公安委員会あてに警察法第60条第1項の規定に基づく警察官の援助要求があったことについて説明がなされ、協議の結果、原案のとおり、警察官を派遣することを決定した。

### 報告事項

○ **平成23年大分県議会第1回定例会の対応状況について**

警察本部から、平成23年大分県議会第1回定例会について、3月7日(月)から同9日(水)までの3日間に一般質問が、同3日(木)及び同10日(木)の両日に常任委員会がそれぞれ行われたこと並びに警察本部関係の質問内容等について報告がなされた。

委員より、「予算的配慮が必要な課題を一般会計予算に反映させる必要がある。」旨発言し、警察本部から、「警察署の移転及びスクールサポーターの純増に伴う経費として反映されている。」旨の説明がなされた。

○ **平成22年度の大分県監査委員による監査の結果について**

警察本部から、昨年6月21日(月)、地方自治法第199条第5項の規定に基づく大分県監査委員による1警察署に対する臨時監査が実施され、指摘事項や注意事項がなかったことについて報告がなされた。また、昨年8月24日(火)から本年2月14日(月)までの間、同法第199条第4項の規定に基づく同委員による各所属に対する定期監査が実施され、改善を要する事項として、一部所属において公用車同士の衝突事故による車両2台の廃車が指摘事項とされたこと、会計処理手続きの誤り及び公用車の自損事故が注意事項とされたことについて報告がなされた。

委員より、「指摘事項等を踏まえ、今回の人事異動で新体制となった各署に対する指導を徹底し、年度末の会計処理を適正に行う必要がある。」旨発言し、警察本部から、「引き続き、各所属に対する指導を徹底するとともに厳格な会計処理に努めていきたい。」旨の説明がなされた。

○ **平成22年度第4四半期業務監察(総合監察)の実施結果について**

警察本部から、1月から3月までの間、全警察署及び27本部所属を対象に、ストーカー・DV・その他生活安全警察関係相談等受理・処理状況及び被害者支援総合対策の推進状況等を主な監察項目とした業務監察を実施したこと及び同監察実施結果等について報告がなされた。

○ **平成23年度監察実施計画について**

警察本部から、大分県警察の監察に関する訓令第4条第3項の規定に基づき、来年度の監察実施計画について報告がなされた。

委員より、「昨年の警察職員による非違事案は前年比で増加しており、中でも中高年の占める比率が高いことから、服務監察において所属長あるいは

首席監察官等幹部と中高年職員との座談会等を開催して実態を把握する必要がある。」、「組織内の立場を鑑みると、50歳代の職員に対する心のケアも重要である。」旨発言し、警察本部から、「引き続き、中高年対策を徹底し、非違事案防止に努めてまいりたい。」旨の説明がなされた。

○ **監察事項について**

警察本部から、2月中に受理又は処理した警察職員の職務執行に対する苦情の概要及び2月末現在の未処理状況について報告がなされた。

○ **東北地方太平洋沖地震に伴う緊急通行車両確認標章の交付状況について**

警察本部から、東北地方太平洋沖地震に伴う緊急交通路として指定されている高速道路等における緊急通行車両確認標章の県内における交付状況について報告がなされた。

○ **警察職員の援助要求について**

警察本部から、福島県公安委員会より、東北地方太平洋沖地震に係る災害警備に万全を期すため、本県公安委員会あてに警察法第60条第1項の規定に基づく警察官の援助要求があり、専決により援助を決定したことについて報告がなされた。